

### 3 管路施設の建設業務

#### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、求められた性能を達成する施設整備を実現することを目的とする。

#### (2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 設計図書に基づき、工事工程、施工計画書等を作成し、安全・確実かつ所定の工期内に、既設管路との接続を含む管路施設の新設工事を完了させる。
- ② 設計図書に記載された性能及び仕様を満足する品質を確保する。
- ③ 排水処理区域内の社会的条件、自然的条件を十分に認識し、集落機能の維持と地域住民の安全に対する対策を十分に検討した上で、工事を実施する。

#### (3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち管路施設の工事に関する業務であり、業務内容は、以下のとおりである。

##### ア 設計図書に基づく、管路施設の新築及び既設管路との接続工事

具体的には下記の工事種目を指し、仮設等の準備工事も含まれる。

- ① 管路工事
- ② 付帯施設工事
- ③ 特殊構造物工事
- ④ 既設管路との接続工事
- ⑤ 既設管路マンホールへのポンプ設置工事

##### イ その他工事を実施する上で必要な業務

#### (4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

#### (5) SPC が負担する費用

SPC が本業務に係るすべての費用を負担する。

#### (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

##### ア 人材の適切な配置

法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。特に各工事の現場代理人・主任技術者等には、農業集落排水施設の

うち管路施設の工事に精通した担当を選任する。

#### イ 適用する仕様書、技術基準等

管路施設及びその付帯施設に関する設計・建設・維持管理については、以下の技術基準等を満たすこととし、会計実地検査、その他各種検査等に合格する内容でなければならない。

- ① 埼玉県土木工事共通仕様書
- ② 埼玉県建築工事共通仕様書
- ③ 埼玉県機械設備工事共通仕様書
- ④ 埼玉県電気設備工事共通仕様書
- ⑤ 農業集落排水施設設計指針（平成14年度改訂版）
- ⑥ 平成18年3月27日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員会委員長通知（別添一23）
- ⑦ 農業集落排水施設施工指針管路施設編（案）
- ⑧ 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
- ⑨ 農業集落排水施設汚水処理構造参考書
- ⑩ 水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き

ただし、上記⑤、⑦、⑧及び⑨に記載する内容と⑥に記載する内容に齟齬があった場合には、⑥の記載を優先することとする。

#### ウ 施工計画書の作成

##### a 市の確認

SPC は、本施設の建設及びその関連業務を実施するに当たり、市へ施工計画書を提出し、確認を受けるものとする。

##### b 施工計画書の内容

施工に当たっては、事前に工事の内容、契約条件、現場の状況等を十分調査・把握し、品質の確保、工期の厳守、費用の軽減、安全の確保等を内容とした施工計画書を作成するものとする。

施工計画書の記載項目は、埼玉県土木工事共通仕様書、埼玉県建築工事共通仕様書、埼玉県機械設備工事共通仕様書及び埼玉県電気設備工事共通仕様書の規定によるものとし、施工計画書の作成に当たっては、農業集落排水施設施工指針管路施設編（案）2.1 施工計画に記載する内容に留意する。

<参考>

「埼玉県土木工事共通仕様書」

①工事概要、②実施工程表、③現場組織表、④安全管理、⑤主要機械、⑥主要資材、⑦施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等含む）、⑧施工管理計画、⑨緊急時の体制及び対応、⑩交通管理、⑪環境対策、⑫現場作業環境の整備、⑬再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、⑭その他

c 施工計画書の遵守

SPC は、施工計画書に基づいて、施工するものとする。SPC は、施工計画書の提出以降、市の指示または市との協議による基本条件等の変更を市が確認しない限り、原則として施工計画書を変更して施工することは出来ない。

エ 市への状況報告及び市の状況確認

- ① SPC は、毎月、市に対して工事工程、工事実績等を記載した工事管理状況の報告を行うとともに、市が要請したときは、工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を文書等で行う。
- ② 市は、必要に応じて工事現場の状況確認を行うことができる。

オ 施工中における関係者との調整

(ア) 水道管理者との調整

- ① SPC は、水道管の切り回し等工事に先立ち、市（農業集落排水課）及び水道管理者の立会を求め、工事予定箇所の試掘調査を行い、3者で現場条件を確認する。
- ② 現場条件の確認結果を踏まえ、市及び水道管理者と SPC との協議を行い、切り回し等工事の実施の必要性の有無を確認するとともに、標準設計に基づいて行った切り回し等工事の設計の適用について確認する。
- ③ 協議及び試掘調査の結果、SPC が想定した地質条件等と実際の地質条件等の相違により標準設計の適用が困難な場合は、市と SPC は協議の上、設計を確定する。この場合の増加費用は、SPC の負担とする。なお、SPC が、標準設計の適用が可能な場合において、市水道管理者が、標準設計とは異なる設計を指示した場合は、これに伴う増加費用を市が負担する。
- ④ 水道用石綿セメント管を取り扱うことに伴う工事費の増加費用については、市が負担する。

(イ) NTTとの調整

- ① SPC は、NTT埋設線との近接工事に先立ち、NTTと事前協議を行い、その結果を遵守するものとする。近接工事の着手前において、当該路線の試掘を行い、予定路線上のNTT埋設線の有無を確認するものとする。
- ② SPC が、前記の指示に従わず、工事の結果、NTT埋設線に損傷を与えた場合またはNTTとの間で紛争が生じた場合には、復旧等に係る費用負担はSPCが行うものとする。

(ウ) 道路管理者との調整

- ① SPC は、県道管理者及び市道管理者との占用協議結果を遵守し、県道あるいは市道内の工事を実施する。
- ② SPC は、当該占用協議に係る工事終了後、占用条件に従い、道路管理者による完成検査を受け、これに合格しなければならない。

(エ) 水路管理者との調整

a 埼玉用水路

- ① SPC は、埼玉用水路管理者との協議結果を遵守し、埼玉用水路の横断工事を実施するものとする。
- ② SPC は、当該工事終了後、協議条件に従い、埼玉用水路管理者による検査等を受け、これに合格しなければならない。

b その他水路

SPC は、各土地改良区、市等の水路管理者との協議調整結果を遵守し、各水路との近接工事及び横断工事を実施するとともに、必要に応じて、検査等を受ける。

(オ) 消防署への道路工事届

SPC は、工事に先立ち、緊急自動車通過のための道路工事届を加須地区消防組合消防長へ提出する。

カ 想定外の地下の状況に遭遇した場合の市との調整

(ア) 埋蔵文化財・転石等地下障害物

- ① SPC は、施工時において埋蔵文化財、転石等の地下障害物を発見した場合には、直ちにその旨を市に通知し、その対応策について協議する。
- ② 市は、埋蔵文化財に起因して本工事に遅延が発生すると見込まれる場合、

SPC と協議の上、引渡し予定日の延期を行う。また、埋蔵文化財に起因して SPC に増加費用または損害が発生した場合、SPC と協議の上、当該増加費用または損害を負担する。

- ③ 転石等の地下障害物については、第2 1 (8) ウ (ア) h②の規定のより設計した地下障害物の回避方法により、適切に障害物を回避する。

(イ) 地質報告書等から想定し得ない地質状況

市は、地質報告書からは推定し得ない全く新たな種類の地質が出現した場合、または地質報告書に記載された機械ボーリング・各種試験結果と現地の実地の地質との間に著しい齟齬があり合理的な地層想定断面図の作成が困難な場合は、SPC と協議の上、工事中における地質に起因する施設整備業務に係る増加費用を負担する。

キ 既設管路の接続に係る市との調整

(ア) 接続箇所の現地確認

SPC は既設管路との接続工事に先立ち、市とともに接続位置及び既設管路に係る接続部の状況を現地確認するものとする。

(イ) 既設管路接続部の障害が発見された場合の措置

既設管路の接続部に障害が発見された場合は、その対策について、SPC は市と協議を行うものとする。接続工事に必要な既設管路の補修工事については、市がその費用を負担するものとする。

ク 既設管路マンホールへのマンホールポンプ設置に係る市との調整

(ア) 設置箇所の現地確認

SPC は既設管路マンホールへのマンホールポンプ設置工事に先立ち、市とともに設置位置及び既設管路マンホールの状況を現地確認するものとする。

(イ) 既設管路マンホールの障害が発見された場合の措置

マンホールポンプを設置する既設管路マンホールに障害が発見された場合は、その対策について、SPC は市と協議を行うものとする。当該マンホールの補修工事については、市がその費用を負担するものとする。

ク その他留意すべき事項

(ア) 近隣対策

- ① SPC は、工事に起因する騒音、振動、悪臭、公害、ほこり、交通渋滞等による近隣の生活環境への影響を勘案し、合理的見地から要求される範囲で近隣対策を実施する。

- ② 近隣対策の事前及び事後に、その内容及び結果を市に報告する。

#### (イ) 安全対策

- ① 工事の実施に当たっては、関係法令を遵守し、十分な安全対策を講じるものとする。特に、資機材の搬出入、道路内での工事等においては、必要な交通整理員を配置し、交通事故の防止に努めなければならない。
- ② 学校、保育園等の周辺及び通学路を工事または資機材搬入用道路として使用する場合には、事前に、市、学校、地元自治会等に連絡するとともに、十分な交通安全対策を実施しなくてはならない。
- ③ 水道用石綿セメント管の撤去作業を行う場合にあっては、工事作業の安全等を確保する観点から、「水道用石綿セメント管の撤去作業における石綿対策の手引き」に従い、適切に石綿対策を実施する。

#### (ウ) 環境対策

SPC は、管路施設の施工に伴って発生する騒音、振動、汚濁水の流下等が、周辺地域の自然・生活環境に悪影響を及ぼさないよう、定期的に騒音等の程度を調査・測定し、各種の規制基準値等を遵守しつつ工事を進めるとともに、必要に応じ仮設備を設けるものとする。

#### (エ) 建設発生土及び建設廃棄物の処分

建設発生土は株式会社建設資源広域利用センター（UCR）の首都圏利用事業を活用して処理する予定である。

SPC は、毎年、市が指定する期日までに当該年度の工事で発生が見込まれる建設発生土の量、土質、発生時期等を市に報告するとともに、当該事業の利用が可能である場合には、「UCR受入地利用案内」に基づき所定の手続を行うものとする。

#### (オ) 利根川の洪水時における留意事項

利根川の洪水時においては、利根川の水位の状況いかんにより、掘削断面から、被圧地下水が大量出水することが懸念される。このため、SPC は利根川の水位に関する情報を常に把握し、必要に応じて、工事の中断、開削箇所の変更等が必要な措置を講じる。

#### (カ) 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業に伴う既設管路施設の撤去

首都圏氾濫区域堤防強化対策事業に伴い既設管路の撤去工事がある場合には、SPC は、市と協力の上、本事業との工程調整を図るものとする。

ただし、SPC が既設管路の撤去工事を請負施工する場合にあっては、当該事業と本事業の工程に留意し、工程計画を立て施工を行うものとする。

(キ) 地元協力企業の活用

SPC は本事業の実施に当たり、資材調達、施工、維持管理等の本施設の整備に関し、地元企業の参入機会の確保を検討するものとする。

(7) 検査及び引渡しの方法

検査及び引渡しの方法については、後述する「4 汚水処理施設の建設業務」の項で、汚水処理施設の検査及び引渡し方法と併せて示す。

## 4 汚水処理施設の建設業務

### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、求められた性能を達成する施設整備を実現することを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 設計図書に基づき、工事工程、施工計画書等を作成し、安全、確実かつ所定の工期内に、汚水処理施設の新設工事を完了させる。
- ② 設計図書に記載された性能及び仕様を満足する品質を確保する。
- ③ 排水処理区域内の社会的条件及び自然的条件を十分に認識し、集落機能の維持と地域住民の安全に対する対策を十分に検討した上で、工事を実施する。

### (3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち汚水処理施設の工事に関する業務であり、業務内容は以下のとおりである。

#### ア 設計図書に基づく、汚水処理施設の新設工事

具体的には、下記の工事種目を指し、仮設等の準備工事も含まれる。

- ① 処理水槽及び機械設備工事
- ② 建屋工事
- ③ 電気設備工事
- ④ 安全衛生設備工事
- ⑤ 場内整備施設工事

#### イ その他工事を実施する上で必要な業務

### (4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

### (5) SPC が負担する費用

SPC が本業務に係るすべての費用を負担する。

### (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

#### ア 人材の適切な配置

法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切



に配置する。特に各工事の現場代理人・主任技術者等には、農業集落排水施設の  
うち污水处理施設の工事に精通した担当を選任する。

#### イ 適用する仕様書、技術基準等

污水处理施設に関する設計・建設・維持管理については、以下の技術基準等を  
満たすこととし、会計実地検査、その他各種検査等に合格する内容でなければな  
らない。

- ① 埼玉県土木工事共通仕様書
- ② 埼玉県建築工事共通仕様書
- ③ 埼玉県機械設備工事共通仕様書
- ④ 埼玉県電気設備工事共通仕様書
- ⑤ 農業集落排水施設設計指針（平成14年度改訂版）
- ⑥ 平成18年3月27日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委  
員会委員会委員長通知（別添一23）
- ⑦ 農業集落排水施設施工指針污水处理施設編（案）
- ⑧ 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
- ⑨ 農業集落排水施設（污水处理施設）土木構造配筋要領（平成15年度）
- ⑩ 農業集落排水施設污水处理構造参考書

ただし、上記⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩に記載する内容と⑥に記載する内容に齟  
齬があった場合には、⑥の記載を優先することとする。

#### ウ 施工計画書の作成

##### a 市の確認

SPC は、本施設の建設及びその関連業務を実施するに当たり、市へ施工計  
画書を提出し、確認を受けるものとする。

##### b 施工計画書の内容

施工に当たっては、事前に工事の内容、契約条件、現場の状況等を十分調査・  
把握し、品質の確保、工期の厳守、費用の軽減、安全の確保等を内容とした施  
工計画書を作成するものとする。

施工計画書の記載項目は、埼玉県土木工事共通仕様書、埼玉県建築工事共通  
仕様書、埼玉県機械設備工事共通仕様書及び埼玉県電気設備工事共通仕様書の  
規定によるものとし、施工計画書の作成に当たっては、農業集落排水施設施工  
指針污水处理施設編（案）2.1 施工計画の記載内容に留意すること。

<参考>

「埼玉県土木工事共通仕様書」

①工事概要、②実施工程表、③現場組織表、④安全管理、⑤主要機械、⑥主要資材、⑦施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等含む）、⑧施工管理計画、⑨緊急時の体制及び対応、⑩交通管理、⑪環境対策、⑫現場作業環境の整備、⑬再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、⑭その他

c 施工計画書の遵守

SPC は、施工計画書に基づいて、施工するものとする。

SPC は、施工計画書の提出以降、市の指示または市との協議による基本条件等の変更を市が確認しない限り、原則として施工計画書を変更して施工することは出来ない。

エ 市への状況報告及び市の状況確認

- ① SPC は、毎月、市に対して工事工程、工事実績等を記載した工事管理状況の報告を行うとともに、市が要請したときは、工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を文書等で行う。
- ② 市は、必要に応じて工事現場の状況確認を行うことができる。

オ 施設用地への建設資機材の搬入

- ① 汚水処理施設の建設における建設資機材の搬出入に当たっては、施工計画立案時に関係機関と協議を行う。
- ② 建設資機材の搬出入に当たり、道路及び付帯施設を破損または汚損した場合には、現状復旧を行う。

カ 想定外の地下の状況に遭遇した場合の市との調整

(ア) 埋蔵文化財・転石等地中障害物

- ① SPC は、施工時において埋蔵文化財、転石等の地中障害物を発見した場合には、直ちにその旨を市に通知し、その対応策について協議する。
- ② 市は、埋蔵文化財に起因して本工事に遅延が発生すると見込まれる場合、SPC と協議の上、引渡し予定日の延期を行う。また、埋蔵文化財に起因して SPC に増加費用または損害が発生した場合は、事業契約（案）別紙4に従い、市が損害及び増加費用を負担する。
- ③ 転石等の地下障害物については、第2、1、(8)、ウ、(ア)、h、②により設計した地下障害物の回避方法により、適切に障害物を回避する。

(イ) 地質報告書等から想定し得ない地質状況

地質報告書からは推定し得ない全く新たな種類の地質が出現した場合、または地質報告書に記載された機械ボーリング・各種試験結果と現地の実地の地質との間に著しい齟齬があり合理的な地層想定断面図の作成が困難な場合は、市は、SPC と協議の上、工事中における地質に起因する施設整備業務に係る増加費用を負担する。

キ その他留意すべき事項

(ア) 近隣対策

- ① SPC は、工事に起因する騒音、振動、悪臭、公害、ほこり、交通渋滞等による近隣の生活環境への影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。
- ② 近隣対応の事前及び事後に、その内容及び結果を市に報告する。

(イ) 安全対策

- ① 工事の実施に当たっては、関係法令を遵守し、十分な安全対策を講じるものとする。特に、資機材の搬出入、道路内での工事等においては、必要な交通整理員を配置し、交通事故の防止に努めなければならない。
- ② 学校、保育園等の周辺及び通学路を工事または資機材搬入用道路として使用する場合には、事前に市、学校、地元自治会等に連絡するとともに、十分な交通安全対策を実施しなくてはならない。

(ウ) 環境対策

SPC は、管路施設の施工に伴って発生する騒音、振動、汚濁水の流下等が、周辺地域の自然・生活環境に悪影響を及ぼさないよう、定期的に騒音等の程度を調査・測定し、各種の規制基準値等を遵守しつつ工事を進めるとともに、必要に応じ、仮設備を設けるものとする。

(エ) 建設発生土及び建設廃棄物の処分

建設発生土は株式会社建設資源広域利用センター（UCR）の首都圏利用事業を活用して処理する予定である。

SPC は、毎年、市が指定する期日までに当該年度の工事で発生が見込まれる建設発生土の量、土質、発生時期等を市に報告するとともに、当該事業の利用が可能である場合には、「UCR受入地利用案内」に基づき所定の手続を行うものとする。

(オ) 地元協力企業の活用

SPC は本事業の実施に当たり、資材調達、施工、維持管理等の本施設の整備に関し、地元企業の参入機会の確保を検討するものとする。

(7) 検査及び引渡しの方法

検査及び引渡しについては、試運転、検査、引渡しの順に、以下のとおり実施する。

ア 試運転等の実施

(ア) 管路施設の総合試運転

SPC は、管路施設本体の工事がすべて完成した段階で、管路施設が正常に機能するかを確認するため、試運転及び調整を行い、一部にでも異常があれば原因を究明し、機器の交換を含めた必要な措置を講じるものとする。

総合試運転は、「農業集落排水施設施工指針 管路施設編（案）」及び「農業集落排水施設検査・施工管理指針（案）」によるものとする。

(イ) 污水处理施設の通水試運転等

a 漏水検査（水張り試験）

漏水検査は、「農業集落排水施設施工指針 污水处理施設編（案）」及び「農業集落排水施設検査・施工管理指針（案）」によるものとする。

b 据付検査

据付検査は、「農業集落排水施設施工指針 污水处理施設編（案）」によるものとする。

c 通水試運転（試運転調整）

通水試運転は、「農業集落排水施設施工指針 污水处理施設編（案）」及び「農業集落排水施設検査・施工管理指針（案）」によるものとする。

(ウ) 試運転計画の通知

SPC は、上記ア及びイの試運転等の実施に先立ち、試運転計画を市に通知する。

(エ) 結果の報告

SPC は、上記ア及びイの試運転等を実施したときは、その結果を市に報告するものとする。

(オ) 費用の負担

試運転等に要する費用は、SPC の負担とする。

## イ 検査

### (ア) 年度末の中間検査

#### a 中間検査の実施

市は建設委託料のうち補助金及び起債充当部分について、年度末に分割して中間払い金として支払う予定である。このため、市は出来高確認等のため、毎年3月上旬に中間検査を実施する。

#### b 検査書類の作成

SPC は、自ら中間検査を行い、出来形を確認するとともに、中間検査報告書を作成し、市に提出する。

#### c 市の中間検査

市は、SPC からの書類の提出を受けて、年度末までに中間検査を実施する。SPC は、市による中間検査に対して、書類説明、現場説明等の協力を行うものとする。

市は、中間検査終了後、SPC に対して中間検査結果を通知する。

#### d 会計検査等への対応

SPC は、市による中間検査の通知を受け、補助金交付の実績報告に必要な書類及び会計検査に必要と考えられる書類を当該年度末までに市に提出するものとする。

### (イ) 関係官公署の検査

SPC は、本施設の引渡しに当たり、関係官公署による必要な検査を受け、これに合格するものとする。

SPC は、関係官公署の検査により、関係官公署の指導等を受けた場合は、必要に応じて改善工事等を実施し、関係官公署の再検査に合格するものとする。

### (ウ) SPC による完成検査

SPC は、施設が本要求水準書並びに関係法令及び関係図書の基準を満たし、実施設計図書に従って建設されていることを確認するため、完成検査を実施するものとする。

SPC は完成検査実施後、市に完成検査報告書を提出するものとする。

(工) 市による引渡し検査

a 検査内容

市は、「農業集落排水施設施工指針 管路施設編(案)」及び「同 汚水処理施設編(案)」に基づく検査(竣工検査)を実施する。SPC は、これらの検査に必要な書類を市に提出するものとする。

市は、引渡し検査終了後、引渡し検査結果を SPC に通知する。SPC は、引渡し検査時に、市の指導等を受けた場合は、必要に応じて自らの費用で改善工事等を実施し、市の再検査に合格しなければならない。

b 検査費用の負担

引渡し検査に要する費用は、SPC の負担とする。

ウ 引渡し

SPC は、検査に合格して完成の確認を受けた後、市に工事目的物の引渡しを申し出ることができ、市は、申し出を受けたときは直ちに受領しなければならない。

(ア) 完成図書の提出

SPC は、施設の引渡しに当たって、以下の完成図書を市に提出するものとする。

a 管路施設

- ① 竣工図書(竣工図、設備概要説明書)
- ② 機器関係資料(機器メーカー一覧表、機器承認図、機器性能試験成績表、機器取扱い説明書)
- ③ 施工管理成果データ
- ④ 検査結果書
- ⑤ 工事写真
- ⑥ 官公署届出書類の控えと許認可証
- ⑦ 予備品と工具類の目録
- ⑧ 発生材の目録
- ⑨ 維持管理・運営仕様書
- ⑩ その他関係書類

b 汚水処理施設

- ① 竣工図書(竣工図、設備概要説明書)
- ② 機器関係資料(機器メーカー一覧表、機器承認図、機器性能試験成績

表、機器取扱い説明書)

- ③ 試運転調整記録及び測定表
- ④ 工事写真
- ⑤ 官公署届出書類の控えと許認可証
- ⑥ 予備品と工具類の目録
- ⑦ 発生材の目録
- ⑧ 維持管理・運営仕様書
- ⑨ その他関係書類

(イ) 引渡し

SPC は、市による完成図書の確認を受けた後に、本施設を引き渡すものとする。

## 5 工事監理業務

### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、工事が設計書のとおり実施されていることを確認し、また、工事施工者に対し工事現場の安全管理について助言を行うとともに、その状況を確認することを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 工事現場周辺の状況を十分に認識した上で、工事施工者に対し工事現場の安全衛生について助言を行い、また、その確認を行う。
- ② 市に対して必要な報告を適切な時期に行う。

### (3) 本業務の内容

本業務は、污水处理施設の新築工事を対象とする工事監理業務である。ただし、管路施設の工事において、ポンプ施設等に付帯して建屋を計画しているときは、その規模により、当該建屋が工事監理業務の対象となる場合がある。

### (4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

### (5) SPC が負担する費用

SPC が本業務に係るすべてを負担する。

### (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

- ① 法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。
- ② 本業務は、「四会連合協定・建築監理業務委託契約約款（平成11年10月1日制定）」によることとし、その業務内容は、「四会連合協定・建築監理業務委託契約書（平成11年10月1日制定）」に示された業務を基本とする。
- ③ SPC は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事の監理状況を報告する。また、SPC は、市が要請したときは、工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での工事及び監理状況の説明を書面等により行う。
- ④ 工事監理者は、工事施工者と十分な連携を図り、円滑な工事の実施に努める。
- ⑤ 近隣対応、官公署との協議等に関し、必要に応じて市及び工事施工者に協力



する。また、市から協力・助言を求められた場合は、速やかに対応する。

## 6 処理機能調整工事業務

### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、汚水処理施設に実際に汚水を受け入れてから、所要の処理機能が発揮されるかを確認するとともに、機器等の必要な調整等を行い、施設の長期的な機能発揮を確保することを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

施設各部を運転操作し、施設全体の処理機能を点検・調整及び確認し、施設の特徴及び地域の特性等を把握して、予想される負荷変動等に対応した維持管理要領書の作成を行う。

### (3) 本業務の内容

#### ア 処理機能の調整

各単位装置個々の設備及び機械の調整のほか、各単位装置間の調和がとれ、施設全体として安定した高い処理機能が発揮できるよう、運転操作及び調整を行う。

#### イ 処理機能の確認

機能調整の適否の判断を行うため、現場における目視及び水質検査のほか、採水による水質試験等を併せて行い、総合的に処理機能を確認・判断する。

#### ウ 維持管理要領書の作成

処理機能調整工事を通じて得られた当該施設の処理特性、機能調整方法等を取りまとめる。

### (4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

### (5) SPC が負担する費用

SPC が本業務に係るすべてを負担する。

### (6) 本業務実施に当たっての留意事項

#### ア 処理機能調整工事の位置付け

処理機能調整工事は、施設の供用開始後に実施するものではあるが、汚水処理施設の建設工事の一環として実施する。

イ 実施時期

実施時期は、汚水処理施設建設完了後の1年間とする。

ウ 工事の具体的内容

工事の具体的内容は、「農業集落排水施設設計指針」の7.4処理機能調整工事に記載されている工事内容を基本とする。

エ 維持管理要領書の提出

SPC は、処理機能調整工事終了後、市へ維持管理要領書を提出し、確認を受けるものとする。

## 7 既設管路調査業務

### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、既設管路の状況を確認し、新設管路と既設管路接続後に、管路施設全体の所要の機能確保に関する情報を得ることを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

本業務を適切な時期に行い、管路施設機能の適切な確保に資する。

### (3) 本業務の内容

本業務は、管路施設の工事業務及び維持管理業務を実施する上で、事前に必要な既設管路の状態に関する情報を得る業務であり、業務対象及び業務内容は、以下のとおりである。

#### ア 業務対象

既設管路。ただし、堤防事業区域内の既設管路は除く。

#### イ 業務内容

①目視検査

②その他工事業務及び維持管理業務を実施する上で必要な調査

### (4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

### (5) SPC が負担する業務

SPC が本業務に係るすべての費用を負担する。

### (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

#### ア 目視検査の方法

テレビカメラ等による目視検査を実施し、既設管路内の外部からの水の流入及び管等の設備の損傷状態を確認する。

#### イ 実施時期

本業務は、管路施設の設計業務実施時に行う。

#### ウ 調査結果の報告

SPC は、調査終了後速やかに結果を市へ報告する。

## 工 既設管路の補修

市は、本業務の結果、外部からの水の流入、管、ポンプ等設備の損傷等の既設管路との接続工事及び維持管理業務に影響が及ぶおそれがある障害が発見された場合には、別事業で必要となる補修等を行う。

## 8 周辺家屋等影響調査業務

### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、工事の施工により不可避に発生した地盤変動や用水等の枯渇により損害が生ずる場合に適切に対処するため、必要な調査を行い、円滑に工事を実施することを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 必要な調査を適切な時期に適切な方法で行う。
- ② 調査結果に応じて、事前に適切な対策を講じるとともに、万一損害が生じた場合、適切に対処する。

### (3) 本業務の内容

本業務は、管路施設及び汚水処理施設工事の起業地並びにその周辺地域に存する建物その他工作物、農業用水、生活用水等への影響・対策に関する業務であり、具体的には、以下のとおりである。

- ① 事前の調査
- ② 事前の調査に基づく必要な対策の実施
- ③ 地盤変動、水枯渇等の原因等の調査

### (4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

### (5) SPC が負担する費用

SPC が本業務に係るすべての費用を負担する。

### (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

#### ア 事前の調査

##### (ア) 調査の範囲

- ① 本事業に係る施設の規模、構造及び工法、工事箇所の地盤の状況等から判断して、工事の施行による地盤変動に起因した建物等への損害が生ずるおそれがあると認められる地域。
- ② 本事業に係る施設の規模、構造及び工法並びに工事箇所の状況から工事の施行による水枯渇等が生ずるおそれがあると認められる地域。

(イ) 調査の内容

a 地盤変動により建物等に損害等が生ずるおそれがある場合

調査内容は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要綱（昭和61年4月1日建設事務次官通知）」第2条に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

b 水枯渇等により用水使用者に受忍の範囲を超える損害等が生じると認められる場合

調査内容は、「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生じる損害等に係る事務処理要綱（昭和59年3月31日建設事務次官通知）」第2条に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

イ 事前の調査に基づく必要な対策の実施

事前の調査の結果、工事の実施に先立って、近隣対策が必要と認めらるときは、市とその内容について協議の上、必要な対策を講じる。

ウ 地盤変動及び水枯渇等の原因等の調査

(ア) 地盤変動の原因等の調査

- ① 工事箇所の周辺地域の建物等の所有者または使用者から地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに、調査を行う。
- ② 調査内容は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要綱（昭和61年4月1日建設事務次官通知）」第3条2項に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

(イ) 水枯渇等の原因等の調査

- ① 工事箇所の周辺地域の用水使用者から水枯渇等の発生の申出があったときは、水枯渇等との工事の因果関係、因果関係が認められる場合におけるその回復の可能性等について、速やかに、調査を行う。
- ② 調査内容は、「公共事業に係る工事の施工に起因する水枯渇等により生じる損害等に係る事務処理要綱（昭和59年3月31日建設事務次官通知）」第3条2項に掲げる事項のうち、必要と認められるものについて調査を行う。

## エ 応急措置及び費用の負担

前記ア及びウの調査の結果、地盤変動、水枯渇等の発生に当該工事による影響が認められる場合において、応急措置に要する費用及び損害等をてん補するための費用の負担については、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要綱（昭和61年4月1日建設事務次官通知）」及び「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生じる損害等に係る事務処理要綱（昭和59年3月31日建設事務次官通知）」の規定により行う。

## オ 損害等に係る費用負担の区分

応急措置に要する費用及び損害等に係る費用については、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときでも、SPCがその損害を負担する。



## 9 各種申請等補助業務

### (1) 本業務の目的

本事業を適切に実施することを通じて、事業の円滑な進行を確実にすることを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

必要な申請を適切な時期に行い、事業の円滑な進行を妨げない。

### (3) 本業務の内容

本業務は、各種申請等に係る補助に関する業務であり、具体的には以下のとおりである。

- ① 市が行う許認可等の申請における技術的協力、書類作成等
- ② 市が行う補助金の申請における技術的協力、書類作成等
- ③ 市が会計実地検査を受検するに当たっての技術的協力、書類作成等

### (4) SPC が実施する業務

SPC が本業務に係るすべてを実施する。

### (5) SPC が負担する費用

SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。

### (6) 本業務実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 許認可等申請の対象は、以下のとおりである。

- ① 浄化槽法に基づく設置届
- ② 建築基準法に基づく建築申請
- ③ 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届
- ④ 道路法に基づく占用許可申請
- ⑤ 電気事業法に基づく諸届
- ⑥ 残土処理に関する調整
- ⑦ その他本事業の実施に必要な調整・諸届

イ 補助金等の対象は、以下のとおりである。

- ① 農村整備事業統合補助金（国、県）
- ② 下水道事業債

## 10 住民対応業務

### (1) 本業務の目的

本事業を適切に実施することを通じて、地域住民の理解を得て、事業の円滑な進行を確実にすることを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

地域住民等に対する工事等の実施に必要な説明を、適切な時期の適切な方法で行い、工事等に関する地域住民の理解を得る。

### (3) 本業務の内容

本業務は、工事等の実施に必要な住民等への説明等に関する業務であり、具体的には以下のとおりである。

- ① 住民等に対する工事計画の説明等
- ② 住民等に対する供用開始及び利用についての説明等
- ③ 住民等の苦情に対する説明等
- ④ 市が行う住民説明会等への協力

### (4) SPCが実施する業務

SPCは本業務に係るすべてを実施する。

### (5) SPCが負担する費用

SPCは本業務に係るすべての費用を負担する。

### (6) 本業務実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

#### ア 住民に対する工事計画の説明等

工事を開始する以前に対象住民全戸を対象として、工事内容、工事工程、道路使用、完了時期等について説明会を開催し、工事に対する住民の信頼、理解及び協力を得られるよう努める。説明会に不参加の住民がいた場合には、市と協議を行い、再度説明会を開催するか、説明書を配布するか、いずれかの方法により周知する。

管路施設の路線毎の工事の開始前には、沿線住民、騒音、粉塵等の影響が予想される地域の住民及び当該道路を生活道路としている住民に対して、工事内容、工事工程、道路規制、完了時期等について説明会を開催する。説明会に不参加の住民に対しては、説明書を配布する等により周知する。

汚水処理施設の工事開始前には、周辺住民、騒音、粉塵等の影響が予想される

範囲の住民及び資材搬入道路の沿線住民に対して、工事内容、工事工程、道路規制、完了時期等について説明会を開催する。説明会に参加の住民に対しては、説明書を配布する等により周知する。

イ 住民に対する供用開始及び利用に関する説明等

SPC は、供用開始前に受益者全戸に対し、供用開始時期、利用に当たっての注意事項等について説明会を開催する。

説明会に参加の住民がいた場合には、市と協議を行い、再度、説明会を開催するか、説明書を配布するかいずれかの方法により周知する。

ウ 住民の苦情等に対する説明等

SPC は、住民から SPC の実施する設計及び建設業務に関する質問、意見、苦情等に対して、説明を適切に行うものとする。また、苦情等を解消する対策を講じるものとする。ただし、苦情等の内容が PFI 事業契約の変更を伴う場合には、対策について市と協議を行うものとする。

SPC は、住民からの質問、意見、苦情等の内容、回答及び講じた対応・対策を記録し、市へ報告するものとする。

住民からの質問、意見、苦情等の内容が、SPC の行う業務以外の内容であった場合には、市が説明等を行うものとする。

エ 市が行う住民説明会への協力

SPC は、市の要請に基づき、市が行う住民説明会に参加し、SPC が行う業務を住民への説明する等、市に協力するものとする。

### 第3 維持管理・運営業務細則

#### 1 維持管理・運営業務の範囲

##### (1) 維持管理・運営業務の範囲

SPC が行う維持管理・運営業務の範囲は、以下のとおりである。

##### ア 管路施設の維持管理業務

SPC が行う管路施設の維持管理業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 管路施設の保守点検
- ② 管路施設の清掃
- ③ 管路施設の修繕・更新

##### イ 汚水処理施設の維持管理業務

SPC が行う汚水処理施設の維持管理業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 汚水処理施設の保守点検
- ② 水質検査
- ③ 汚水処理施設の清掃
- ④ 汚泥の運搬
- ⑤ 汚水処理施設の修繕・更新

##### ウ 農業集落排水施設の運営等業務

SPC が行う運営業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 安全衛生対策
- ② 緊急時における体制等の確保
- ③ 住民対応
- ④ 見学者の対応

##### (2) 維持管理・運営業務全般に係る組織体制の整備

SPC は、維持管理及び運営業務に関する組織体制表、緊急連絡体制表、従事職員名簿等を記載した書類を提出するものとする。

##### (3) 本施設の供用開始日の設定

市は、市による引渡し検査の結果を踏まえ、本施設の供用開始日を設定する。

## 2 管路施設の維持管理業務

### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、管路施設の所要機能を確保（汚水流送能力、水密性の確保等）するとともに、管路施設の保全、管路施設の事故防止等に寄与することを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 管路施設の保守点検及び清掃については、適切な維持管理項目と内容を定めて、計画的に実施する。
- ② 維持管理・運営期間中の修繕・更新計画を立案し、「ライフサイクルコストの縮減」を意識した修繕・更新業務を実施する。
- ③ 施設に支障が生じてから対処するのではなく、問題点を早期に発見し、事故等を未然に防止する仕組みを業務に組み込む。

### (3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち、管路施設の維持管理に関する業務であり、具体的には、以下の業務を行う。

#### ア 管路施設の保守点検

保守点検は、施設機能の維持、施設保全、事故防止等維持管理を適切に実施するために行うもので、巡回管理、定期点検及び臨時点検を実施する。

保守点検に当たっては、これらを計画的に実施するとともに、作業日報等の記録簿を作成保存し、全体的な維持管理状況を把握する。

#### イ 管路施設の清掃

管路施設は、汚水中に混入した土砂等が堆積し、通水部を閉塞することがあるので、定期的または適時に清掃を行う。

#### ウ 管路施設の修繕・更新

適切な施設機能の維持及び施設保全を図るとともに、事故防止等のため、保守点検結果に基づいて、管路施設を適切な時期に修繕・更新する。

#### エ その他管路施設の維持管理に必要な業務

### (4) SPCが実施する業務

SPCは本業務に係るすべてを実施する。

## (5) SPC が負担する費用

SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。

## (6) 本業務を実施するに当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

### ア 適切な人材の配置

法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。

### イ 管路施設の保守点検

- ① 本業務の内容は、「農業集落排水施設設計指針」のうち、「8. 2 管路施設の維持管理」に示めされた業務を基本とする。
- ② SPC は、保守点検に関する内容（点検内容、点検頻度等）を記載した保守点検長期計画書及び保守点検年度計画書を市に提出するものとする。
- ③ SPC は、保守点検結果を記載した保守点検結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

### ウ 管路施設の清掃

- ① 本業務の内容は、「農業集落排水施設設計指針」のうち、「8. 2 管路施設の維持管理」に示めされた業務を基本とする。
- ② SPC は、清掃等に関する内容を記載した清掃等長期計画書及び清掃等年度計画書を市に提出する。
- ③ SPC は、土砂等の堆積状況及び清掃等の結果を記載した清掃等結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

### エ 管路施設の修繕・更新

#### (ア) 業務の内容に関する留意事項

本事業の対象とする修繕・更新は、原則として、日常の維持管理に伴い発生する軽微な修繕（以下「日常修繕」という。）、及び定期的に交換が必要となる部品の交換等（以下「定期修繕」という。）を対象とするものとし、管路の更新及び機械設備・電気設備に係る設備機器、配管、配線等の全面的な更新等の大規模修繕は、本業務の対象とはしない。ただし、前記第2、1、（8）、ウ、（エ）で述べたように、管路施設に係る機械設備・電気設備に係る全面更新の時期が供用開始後10年以内として設計する場合は、必要な機器等の更新を定期修繕として取り扱うこととしており、当該更新に必要な経

費を費用に計上し、長期修繕計画に位置付ける。

また、管路施設に係る通信関係機器及び耐用年数が15年程度のポンプ類については、機器等の劣化状況を勘案し、事業期間中に、市は、別事業でこれらを更新する場合がある。(別事業の取扱いについては、後記3、(6)、カ、(キ)による。)

なお、供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面的な更新が必要となった場合は、あらかじめ供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面更新を必要とする設計を行う場合を除き、要求水準未達と判断し、この修繕・更新に係る増加費用は、SPCの負担とする。

#### (イ) 修繕に関する計画書及び報告書の作成

- ① 修繕の対象設備、修繕の内容、修繕の時期等を記載した修繕長期計画書、及び修繕の対象設備、修繕の内容、工事工程・性能確認方法等を記載した修繕年度計画書を市に提出し、確認を受けるものとする。
- ② SPCは、施設の故障、損傷の発生の有無及び修繕結果を記載した修繕結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

#### (ウ) 修繕後の性能の確認

SPCは、施設の修繕が終了した時は、修繕長期計画書及び修繕年度計画書に基づいて、当該設備の性能を確認し、その結果を市に報告するものとする。

#### (エ) 施設の故障・損傷時の対応

施設の故障や損傷が万一発生した場合には、SPCはただちに市と協議を行い、徹底した原因調査を行い、十分な対策を講じるものとする。

#### (オ) 経年劣化等への対応

適切な修繕によっても、経年劣化等によって、施設が所要の性能を発揮させることができない場合は、SPCは、その保全方法を検討し、速やかに改善を図るものとする。

#### オ 年度報告書の提出

SPCは、上記イ、ウ及びエの各業務において毎月提出する各結果報告書を総括した業務年次報告書を年度終了後1カ月以内に市へ提出する。

### 3 汚水処理施設の維持管理業務

#### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、汚水処理施設の所要機能を確保するとともに、汚水処理施設の保全、汚水処理施設の事故防止等に寄与することを目的とする。

#### (2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 汚水処理施設の維持管理は、浄化槽法に基づき適切に実施する。
- ② 汚水処理施設の所要機能を定常的に維持するため、適正な維持管理仕様に基づき、維持管理を行う。
- ③ 異常の早期発見に努め、直ちに適切な措置を講ずる等、絶えずその装置の持つ機能と目的を十分に発揮させるとともに、施設の耐用を図る。
- ④ 維持管理・運営期間中の修繕・更新計画を立案し、「ライフサイクルコストの縮減」を意識した修繕・更新業務を実施する。

#### (3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設のうち、汚水処理施設の維持管理に関する業務であり、具体的には以下の業務を行う。

##### ア 汚水処理施設の保守点検

浄化槽法8条及び環境省令に定められた内容を基本として、汚水処理施設の設計図書に示される施設構造、機能及び機器設備の取扱い説明書等について正確に把握した上で、維持管理要領書にしたがって、負荷状況に応じた適切な保守点検（運転を含む。）を実施する。

##### イ 水質検査

浄化槽法7条及び11条に基づく水質検査を受検するとともに、安定した処理機能を維持するための自主検査を実施する。

また、本施設は、水質汚濁防止法に規定される総量規制基準が適用される指定地域内に位置することから、処理水の汚濁負荷量の測定を行う。

##### ウ 汚水処理施設の清掃

浄化槽法第9条の規定に従い、汚水処理施設内に生じた汚泥、スカム等の引抜き、引抜き後の槽内の汚泥調整、これらの作業に伴う単位装置及び付属機器の洗浄、掃除等を適切に行う。



エ 汚泥の運搬

廃掃法等の関係法令を遵守し、市が指定するし尿処理場に適切な時期に適切に運搬する。

オ 汚水処理施設の修繕・更新

適切な施設機能の維持及び施設保全を図るとともに、事故防止等に寄与するため、保守点検結果に基づいて、管路施設を適切な時期に修繕・更新する。

(4) SPC が実施する業務

SPC は本業務に係るすべてを実施する。

(5) SPC が負担する費用

SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。

(6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 適切な人材の配置

法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。

イ 汚水処理施設の保守点検

(ア) 保守点検の基本的事項

- ① 汚水処理施設の保守点検は、巡回管理を基本とする。
- ② 施設整備及び処理水槽は、所定の設計負荷に対応して設計しているため、現状の負荷状況を掌握し、これに合った運転・調整を行う。
- ③ 巡回管理による調整事項は、以下を基本とする。
  - a 流量の調整
  - b 負荷量の調整
  - c 微生物量の調整
  - d 空気量等の調整
  - e 各種ポンプ、ブロー等の機械設備の調整
  - f 消毒器の調整
  - g 換気量の調整
  - h 汚泥管理その他

(イ) 保守点検の項目及び内容

保守点検の項目及び内容は、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条に示す保守点検の技術上の基準を基本とし、必要に応じて、自主点検項目を追加する。

(ウ) 保守点検の回数

- ① 保守点検の回数は、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第6条の規定を基本とし、必要に応じて自主点検を行う。
- ② 国土交通大臣の認定を取得している処理方式については、評定申請書類の中に記載されている保守点検回数を基本とし、必要に応じて自主点検を行う。

(エ) 保守点検に関する計画書及び報告書の作成

- ① SPC は、保守点検に関する内容（点検内容、点検頻度等）を記載した保守点検長期計画書及び保守点検年度計画書を市に提出し、確認を受けるものとする。
- ② SPC は、保守点検結果（巡回時の調整状況、汚水処理量等）を記載した保守点検結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

ウ 水質検査

(ア) 水質検査の実施

- ① SPC は、浄化槽法第7条に規定する設置後の水質検査及び浄化槽法第11条に規定する定期検査（以下、「法定検査」という。）を受検するとともに、安定した処理機能を維持するため、自主的に水質検査項目及び回数を定めて、自主検査を行う。
- ② 法定検査の内容は、各都道府県知事及び政令市長あての厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成7年6月20日付衛浄第33号）に従う。
- ③ 自主検査の内容は、「農業集落排水施設設計指針」の中の8.3汚水処理施設の維持管理3（2）の記述を基本とする。
- ④ SPC は、水質汚濁防止法第14条2項に規定される処理水に係る汚濁負荷量の測定を行い、その結果を記録し保存する。  
汚濁負荷量の測定方法については、以下のとおりとする。
  - a 化学的酸素要求量  
化学的酸素要求量については、「化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法について」（昭和54年11月19日付、環水規173号、各都道府県知事・各政令市長あて環境庁水質保全局長通達）によ

る。

b 窒素含有量

窒素含有量については、「窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」(平成13年環境省告示第77号)及びこれに基づく諸規定による。

c リン含有量

リン含有量については、「リン含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」(平成13年環境省告示第78号)及びこれに基づく諸規定による。

(イ) 法定検査結果の報告

- ① SPC は、法定検査を受検したときは、必要に応じて関係機関に報告するとともに、その記録は関係法令で定められた期間保存するものとする。
- ② SPC は、関係機関への報告内容について市へ報告するものとする。

(ウ) 水質検査に関する計画書及び報告書の作成

- ① SPC は、法定検査を含む水質検査に関する内容(検査内容、検査頻度等)を記載した水質検査長期計画書及び水質検査年度計画書を市に提出するものとする。
- ② SPC は、水質検査結果を記載した水質検査結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

エ 汚水処理施設の清掃

(ア) 清掃に関する基本的事項

- ① 汚水処理施設の清掃は、浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第3条に規定する清掃の技術上の基準に従って実施する。
- ② 清掃の回数は、浄化槽法第10条または浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第7条の規定に従って実施する。

(イ) 汚水処理施設の清掃に関する計画書及び報告書の作成

SPC は、清掃に関する内容を記載した清掃長期計画書及び清掃年度計画書を市に提出するものとする。また、清掃結果を記載した清掃結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

## オ 汚泥の運搬

### (ア) 汚泥の運搬に関する基本事項

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（一般廃棄物処理業）、同施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）等の関係する法令等を遵守し、適正な汚泥の運搬に努める。
- ② 処分先のし尿処理場と連絡を密にとり、汚泥の搬出・運搬が円滑に行えるように努める。

## カ 汚水処理施設の修繕・更新

### (ア) 業務の内容に関する留意事項

本事業の対象とする修繕は、日常の維持管理に伴い発生する軽微な修繕（以下「日常修繕」という。）、及びファンベルト等の定期的な交換が必要となる部品等の交換、ポンプ等の分解補修等の機器の調整等（以下「定期修繕」という。）を対象とするものとし、水槽及び建屋の一側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕、水槽防水・防食工の更新、機械設備・電気設備に係る設備機器・配管・配線等の全面的な更新等の大規模修繕は、本業務の対象としない。ただし、前記第2、2、(8)、イ、(ア)で述べたように、汚水処理施設の機械設備・電気設備に係る全面更新の時期が供用開始後10年として設計する場合は、必要な機器等の更新を定期修繕として取り扱うこととしており、当該更新に必要な経費を費用に計上し、長期修繕計画に位置付ける。

また、表一16、表一17及び表一18に掲げる機器並びに工事については、耐用年数及び機器等の劣化状況を勘案し、事業期間中に、市は、別事業でこれらを更新する可能性がある（別事業の取扱いについては、後記3、(6)、カ、(キ)による。）。

なお、供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面的な更新が必要となった場合は、あらかじめ供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面更新を必要とする設計を行う場合を除き、要求水準未達と判断し、この修繕・更新に係る増加費用は、SPCの負担とする。

表一16 耐用年数10年程度を想定している機器及び工事

名称	備考
センサー、変換器を含む計装機器	例) DO計、MLSS計、pH計、COD自動計測装置、T-N、T-P自動測定装置、空気流量計
薬品等を使用する自動測定装置	
防食工事	
防水工事	

表一17 耐用年数15年程度を想定している機器及び工事

名称	備考
ポンプ（水中、陸上）	電動機若しくは減速機を含む設備で、修繕、オーバーホールを実施するよりも本体交換を行った方が経済面、性能面で優れている場合
ブロー及びファン	
電動機、減速機等を含む特殊な製作機械	

表一18 別事業で更新する場合に対象となることも考えられる設備及び工事

名称	備考
電動機等を含まない機械設備製作機器	
電気計装設備類	例) 制御盤、計装盤、制御装置、流量計、水位計
機能を強化するための追加機器	

(イ) 修繕に関する計画書及び報告書の作成

- ① 修繕の対象設備、修繕の内容、修繕の時期、概算工事費等を記載した修繕長期計画書、及び修繕の対象設備、修繕の内容、工事工程、性能確認方法等を記載した修繕年度計画書を市に提出し、確認を受けるものとする。修繕長期計画の期間は、20年間とする。
- ② SPC は、施設の故障、損傷の発生の有無及び修繕結果を記載した修繕結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

(ウ) 修繕後の性能の確認

SPC は、施設の修繕が終了した時は、修繕長期計画書及び修繕年度計画書に基づいて、当該設備の性能を確認し、その結果を市に報告するものとする。

(エ) 施設の故障・損傷時の対応

万一、施設の故障、損傷等が発生した場合には、SPC はただちに市と協議を行い、徹底した原因調査を行い、十分な対策を講じるものとする。

(オ) 経年劣化等への対応

適切な修繕によっても、経年劣化等によって、施設が所要の性能を発揮させることができない場合は、SPC は、その保全方法を検討し、速やかに改善を図るものとする。

(カ) 新技術等による施設の修繕

SPC は、新技術等による施設修繕を行おうとする場合、事前に、修繕の対象設備の仕様・図面、修繕の内容、工事工程、性能確認方法等を記載した施設修繕計画書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。

(キ) 前記2、(6)、エ、(ア)及び3、(6)、カ、(ア)に定める別事業の取扱いについて

- ① 市は、SPC が適切な運転、保守点検、修繕を行ったにも係わらず、前記2、(6)、エ、(ア)及び3、(6)、カ、(ア)の但し書きに定める機器について、耐用年数の経過に伴う劣化が認められる場合は、別事業で更新する場合がある。
- ② 別事業の実施に当たっては、市は SPC と維持管理期間が概ね10年を経過した時点で、協議を開始し、実施時期・実施内容等を定めるものとする。  
当該事業に係る費用は、市の負担とする。また、当該事業の一部を国庫補助事業として行う場合には、SPC は、市が行う補助金申請等に係る業務の支援を行う。
- ③ 市が大規模修繕を行ったときは、市と SPC は協議の上、長期修繕計画に位置付けられている定期修繕の内容及び維持管理委託料の見直しを行う。

キ 年次報告書の提出

SPC は、上記イ、ウ、エ及びカの各業務において毎月提出する各結果報告書を総括した業務年次報告書を年度終了後1カ月以内に市へ提出する。

## 4 農業集落排水施設の運営等業務

### (1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、維持管理業務作業等の施設関係者及び地域住民等の安全を確保し、理解を得て、円滑に維持管理業務を実施することを目的とする。

### (2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 適切な内容の対策を講じ、施設関係者、地域住民等の安全を確保する。
- ② 適切な時期に適切な方法で、地域住民に対する維持管理業務等の説明等を実施し、維持管理業務に対する理解を得る。

### (3) 本業務の内容

本業務は、農業集落排水施設の維持管理業務に係る施設関係者、地域住民等に対する安全の確保及び地域住民等の理解増進に関する業務であり、内容は以下のとおりである。

#### ア 安全衛生対策

SPC は、関係法令等に基づき、維持管理作業、地域住民及び汚水処理施設を訪れる見学者等の安全衛生を確保するため、必要な対策を講じる。

#### イ 緊急時における体制等の確保

農業集落排水施設の維持管理時においては、機械の故障、停電、処理機能の異常低下等の発生、各種機器及び化学薬品に由来する事故の発生、汚水の異常流入に起因する施設及び機械設備の水没、汚水の流亡等、予見できない事態が生じる可能性がある。こうした緊急時における体制等を整備する。

#### ウ 住民対応

SPC は、住民からSPCの実施する維持管理及び運営業務に関する質問、意見、苦情等が寄せられた場合には、適切に対応する。

#### エ 見学者の対応

SPC は、市の要請により、見学者に施設の見学をさせるとともに、業務内容等についての説明を行う。

### (4) SPC が実施する業務

SPC は本業務に係るすべてを実施する。

## (5) SPC が負担する費用

SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。

## (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

### ア 安全衛生対策

#### (ア) 安全衛生の確保に関する事項

必要な安全衛生対策として、以下の対策が必要と考えられる。

- ① 点検蓋の密閉、施錠の確認
- ② 電気設備等の点検時及び機械設備等運転時の安全性の確保対策
- ③ 汚水や汚泥の貯留水槽での転落防止
- ④ ガス発生、臭気及び酸欠対策
- ⑤ 各室の換気対策
- ⑥ 薬品等取扱い時の安全性の確保対策
- ⑦ 各種作業時における衛生の確保
- ⑧ 汚水処理施設敷地内の清掃

#### (イ) 安全衛生に関する計画書の作成

SPC は、維持管理業務開始までに、前項（ア）及び SPC が必要と認める安全衛生対策の方法に関する計画書を市に提出し、市の確認を受ける。

### イ 緊急時における体制の確保

#### (ア) 緊急時における対応マニュアルの整備

- ① SPC は、緊急時における組織連絡体制、緊急点検、緊急調査等の方法を明記した緊急時対応マニュアルを整備する。
- ② SPC は、維持管理業務開始までに、緊急時対応マニュアルを市に提出し、市の確認を受ける。

#### (イ) 緊急時の対応

- ① SPC は、緊急事態が発生したときは、緊急時対応マニュアルに従い、適切な措置を講じる。
- ② SPC は、緊急事態が発生したときは、緊急事態の内容、対応状況等について遅滞なく市へ報告する。



## ウ 住民対応

### (ア) 住民の苦情等に対する説明等

- ① 住民から SPC の実施する維持管理及び運営業務に関する質問、意見、苦情等が寄せられた場合には、SPC は適切に回答するものとする。ただし、その内容が PFI 事業契約の変更を伴う場合にあっては、対応について市と協議する。
- ② SPC は、住民からの質問、意見、苦情等に関する内容、回答及び講じた対応・対策を記録し、市へ報告する。質問、意見、苦情等の内容が SPC の行う業務以外の内容であった場合には、その旨を当該住民に説明するとともに、市へ報告するものとする。

### (イ) 市が行う住民説明会への協力

SPC は、市からの要請があった場合には、市が行う住民説明会に参加するとともに、市の要請に応じて、SPC が行う業務について住民への説明を行う。

## エ 見学者対応

### (ア) 見学者対応の手順

施設の見学希望者の受付は市が行う。市は、施設の見学の日時及び対応方法を SPC と協議する。

### (イ) 見学者への説明

- ① SPC は、市の要請により、見学者に施設の見学をさせるものとし、本施設の技術に関する事項及び PFI の SPC の業務に関する事項について説明する。
- ② SPC は、原則として現地における説明のみ対応する。

## 第4 本事業の早期効果発現のための業務

### 1 排水設備設置工事等

#### (1) 本業務の目的

地域環境保全に資する本事業の早期効果発現のためには、排水設備（対象家屋から公共ますまでの宅内配管、水洗化施設等）の設置工事、受益者の負担軽減のための措置等を実施し、接続率の向上を図ることが重要と考えられる。

このため、SPC は、受益者の求めに応じ、自己負担が原則となっている排水設備設置工事等を本事業の業務として実施する。

#### (2) 本業務の基本方針

早期に排水設備設置工事に着手し、事業の早期効果発現に資することを基本方針とする。

#### (3) 本業務の内容

本業務は、SPC が行う排水設備設置工事を希望する受益者を対象とした業務であり、業務内容は以下のとおりである。

- ① 地元受益者団体との協定の締結
- ② 受益者への周知
- ③ 排水設備設置工事の実施
- ④ 排水設備設置工事に係る負担軽減に関する措置の実施
- ⑤ その他本業務に係る受益者からの相談等への対応

#### (4) SPC が実施する業務

SPC は本業務に係るすべてを実施する。

#### (5) SPC が負担する費用

- ① SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。
- ② 本業務は、SPC と受益者との契約に基づき、受益者が任意に実施する工事であり、本業務に対する対価は、SPC 自らが受益者から徴収する。したがって、本業務に必要な費用について、市はこれを負担しない。

#### (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

##### ア 本業務の効率的推進のための措置

本業務を効率的に推進するためには、排水設備設置工事における受益者負担の軽減が最も効果的と考えられる。このため、受益者負担の軽減に関する提案

を、応募者から広く提案を求めるものである。

イ 地元受益者団体との協定の締結

- ① SPC は、排水設備設置工事の実施に先立ち、地元受益者団体である加須市大越処理区農業集落排水事業組合と、工事内容、工事条件、負担額の算定基準、住民の費用支払い条件等を定めた協定を締結する。
- ② 上記協定の締結に当たり、SPC は、住民負担の軽減に関する提案を遵守する。

ウ 受益者への周知等

- ① SPC は、上記協定の内容等について、受益者への周知を行うものとする。
- ② 本業務に係る受益者からの相談等には誠意をもって対応する。

エ 排水設備設置工事の実施

- ① SPC は、上記協定に基づき、工事を希望する受益者と工事内容の協議を行い、工事契約を締結の上、工事を実施する。
- ② 工事を希望する受益者の要請に基づき家屋改良工事を併せて実施することは妨げない。
- ③ 工事の実施に伴う各種トラブル処理に関わる責任は SPC が負う。

## 第5 事業終了時の措置

### 1 基本的な考え方

本事業終了後の維持管理については、市とSPCが協議の上、本施設の維持管理・運営業務を市に移管するか、あるいはSPCが引き続き業務を実施するかを決定する。

本項は、本施設の維持管理・運営業務を市に移管する場合におけるSPCの業務を規定するものであり、SPCが引き続き業務の実施を希望する場合の協議方法、手順及び業務実施条件については、別途市とSPCが協議の上、定めるものとする。

### 2 協議開始時期

SPCは、事業期間終了の5年前に、事業終了後に係る本施設の維持管理・運営等の措置について市と協議を開始するものとする。

### 3 維持管理・運営移管業務

#### (1) 本業務の目的

本業務は、本業務を適切に実施することを通じて、本施設の維持管理・運営業務移管後においても、本施設が求められる機能・品質を確保することを目的とする。

#### (2) 本業務の基本方針

本施設が求められる機能を有し、継続使用に支障のない状態で、市に業務を移管する。

#### (3) 本業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- ① 移管図書の作成
- ② 市が実施する事業終了前検査の受検
- ③ 終了前検査結果に基づく必要な施設の是正
- ④ 移管

#### (4) SPCが実施する業務

SPCは本業務に係るすべてを実施する。

#### (5) SPCが負担する費用

SPCは本業務に係るすべてを負担する。

## (6) 本事業の実施に当たっての留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

### ア 市が求める事業終了時の施設の状態

事業終了時における施設が求められる状態は、以下のとおりである。

- ① 建屋及び土木構造物の主要構造部に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損（通常の経年劣化によるものを含む。）を除く。
- ② 汚水処理施設の設備、機器等及び管路施設の管、機器等に大きな汚損・損傷がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損（通常の経年劣化によるものを含む。）を除く。
- ③ 設備、機器等が本業務要求水準書及び当初の設計図書に規定されている基本的な性能（処理水質、流送流量、処理能力等）を満たしていること。ただし継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年劣化によるものを含む。）を除く。

### イ 移管図書の作成

SPC は、市の実施する終了前検査に当たり、以下の図書を市に提出するものとする。

- ① 施設設計図書（施設完成時の完成図書に、維持管理・運営期間中に行った修繕等の修正を加えたもの）
- ② 維持管理要領書（維持管理・運営期間中に必要な修正を加えたもの）
- ③ 本施設に関する修繕の記録
- ④ 維持管理の記録（水質検査の記録を含む）
- ⑤ 事業期間終了後の修繕計画書（事業期間終了後に修繕が必要となる設備・機器について修繕の時期等を記載する。）

### ウ 事業終了前検査

#### (ア) 検査の進め方

- ① 市は、施設の移管に先立ち、終了前検査を実施する。
- ② SPC は、市が行う検査に立ち会うとともに、移管図書及び施設の状態について、市の求めに応じて説明を行う。

#### (イ) 検査の内容

市は、事業終了時において市が求める施設の状態と施設設計図書及び現場との整合性を確認する観点から、以下の検査を実施する。

##### (a) 汚水処理施設の性能検査

施設が総合的に所定の性能を発揮しているかを検査する。

- ① 汚水の流入量の検査
- ② 汚水処理フローの検査
- ③ 処理水の水質検査
- ④ その他必要な事項

(b) 汚水処理施設及び管路施設の機器等の作動検査

設備、機器について作動状態を検査する。

- ① 異常な振動、音、発熱等の検査
- ② 開口部の開閉等可動部の検査
- ③ 正常な運転、機能の正常な発揮等の検査
- ④ その他必要な事項

(c) 汚水処理施設及び管路施設の建屋、土木構造物等の外観検査

通常の使用状態において目視が可能なものについて、以下の目視検査を行う。

- ① 汚損、錆、破損、亀裂等の状況
- ② 浸水、漏水、防水、止水等の状況
- ③ 不明水の流入状況
- ④ その他必要な事項

エ 終了前検査結果に基づく必要な施設の是正

SPC は、終了前検査において、市から指示のあった施設の是正を行う。

オ 移管

移管に先立ち、SPC は、以下の業務を実施する。

- ① SPC は、機器の取扱い方法等に関する市職員等及び市が新たに契約した維持管理 SPC への適切な説明を行う
- ② SPC は、施設の継続使用に必要な消耗品等について、事業期間終了後 1 年間に必要となる数量を市に引き渡す。

本書で示した図書の発行元等

- 農業集落排水施設設計指針（平成14年度改訂版）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
  
- 農業集落排水施設施工指針管路施設編（案）（平成10年3月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
  
- 農業集落排水施設施工指針污水处理施設編（案）（平成9年3月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
  
- 農業集落排水施設（污水处理施設）土木構造配筋要領（平成15年度）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
  
- 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）（平成12年4月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
  
- 農業集落排水施設污水处理構造参考書（平成13年5月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）